

平成30年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書
【外郭団体に係る財務に関する事務の執行について】

(令和6年9月)

東大阪市

1. 監査の種類

包括外部監査

2. 平成30年度の監査テーマ

「外郭団体に係る財務に関する事務の執行について」

3. 監査結果に基づく措置状況一覧（令和6年6月末日時点）

1ページから8ページのとおり

4. 措置状況の内容（令和6年6月末日時点）

9ページから22ページのとおり

なお、1回目報告（令和2年2月末日時点）、2回目報告（令和3年6月末日時点）、3回目報告（令和4年6月末日時点）及び4回目報告（令和5年6月末日時点）で、すでに措置済み又は不措置として報告しているものは除いています。

5. 措置状況の語句説明

措置済み … 結果及び意見に対し、措置が完了しているもの

措置中 … 結果及び意見に対し、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの

措置予定 … 結果及び意見に対し、措置を行う予定だが、具体的な措置は開始されていないもの

検討中 … 結果及び意見に対し、措置を行うかどうかを考慮中であるもの

不措置 … 結果及び意見の対象が消滅したために措置を講じる必要がなくなったもののほか、措置を行わないことを決定したもの

※ 本報告書における措置状況の取りまとめは、市長公室内部統制推進室で行っています。

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和6年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和2年2月末日)	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
1		○	外郭団体の範囲の明確化について	行財政改革課	措置予定	措置済み			
2		○	外郭団体の態様に即した運営指導のあり方の検討について	行財政改革課	検討中	措置済み			
3		○	外郭団体要綱における人事案件の事前協議について	行財政改革課	検討中	検討中	措置予定	措置予定	措置予定
4		○	外郭団体要綱における運営等の指導に関する事項について	行財政改革課	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中
5		○	外郭団体における市OBに対する役員報酬の基準について	行財政改革課	検討中	検討中	検討中	検討中	措置中
6		○	指定管理者制度と外郭団体のあり方について	行財政改革課	措置中	措置済み			
7		○	外郭団体との委託契約について	行財政改革課	措置予定	検討中	検討中	検討中	検討中
8		○	外郭団体に対する補助金に係る指針の策定について	行財政改革課	検討中	検討中	検討中	検討中	措置予定
9		○	外郭団体事務局の設置に係る市有財産の無償使用について	行財政改革課	検討中	措置済み			
10		○	中長期経営計画の策定について	行財政改革課	措置済み				
11		○	市による外郭団体の総括的情報の公開について	行財政改革課	検討中	検討中	措置中	措置中	措置中
12		○	実態に即した収支状況の報告について	公園課・ 環境企画課	措置中	措置済み			
13		○	し尿収集運搬等業務委託に係る予算案の検討方法について	産業廃棄物 対策課	措置済み				
14		○	契約金額の決定方法について	土木工営所・ みどり景観課	措置済み				
15		○	随意契約理由について	土木工営所・ みどり景観課	措置中	措置中	措置済み		

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和6年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和2年2月末日)	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
16	○		物品の管理状況について	公園課	措置中	措置中	措置中	措置済み	
17	○		固定資産の除却漏れについて	公園課	措置済み				
18	○		固定資産実査の実施状況について	公園課	措置済み				
19	○		電話加入権の管理及び評価について	公園課	措置予定	措置済み			
20		○	リース取引の会計処理について	公園課	措置予定	措置済み			
21	○		一般廃棄物(し尿)に係る処理手数料の徴収に関する事務の預り金処理について	産業廃棄物 対策課	措置済み				
22	○		収益事業の売上金処理について	公園課	措置済み				
23	○		有料公園施設及び特定公園の管理業務における修繕費の負担について	公園課	措置済み				
24	○		法人税等の申告における収益事業の範囲について	公園課	措置済み				
25		○	役員賞与に係る事前確定届出書の提出について	公園課	措置予定	措置済み			
26		○	特定資産に係る取扱要領について	公園課	措置予定	措置予定	措置済み		
27	○		賞与引当金の計算方法について	公園課	措置済み				
28	○		会計区分間の経費配賦について	公園課	措置予定	措置済み			
29		○	再委託の承諾と会計処理について	公園課	不措置				
30	○		再委託の際の随意契約について	公園課	措置予定	措置済み			

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和6年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和2年2月末日)	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
31	○		固定資産譲渡に関する決裁漏れについて	公園課	措置済み				
32		○	決裁権限規程について	公園課	措置予定	検討中	措置済み		
33		○	役員報酬規程について	公園課	措置予定	措置済み			
34		○	法人内の部署による給与水準の違いについて	公園課	措置中	措置中	措置中	措置中	措置中
35		○	し尿収集作業者と料金徴収者の兼任について	産業廃棄物 対策課	措置予定	措置中	措置済み		
36		○	会計区分ごとの契約について	公園課	措置予定	検討中	検討中	措置中	措置済み
37		○	公園環境協会の方向性について	行財政改革課・ 公園課	検討中	検討中	検討中	措置済み	
38		○	し尿収集に関する処理手数料調定額と委託料について	産業廃棄物 対策課	措置済み				
39		○	指定管理者の選定方法及び指定期間の検討について	子ども家庭課	検討中	検討中	検討中	検討中	措置中
40		○	指定管理者選定時の選定委員の構成について	行財政改革課	検討中	検討中	検討中	検討中	措置済み
41		○	利用者の増加に関する評価の厳格化について	子ども家庭課	措置中	措置中	措置済み		
42		○	徴収委託事務の執行に関する確認不足について	子ども家庭課・ 障害施策 推進課	措置中	措置済み			
43	○		金庫の管理状況について	子ども家庭課	措置済み				
44		○	出納職員による小口現金の残高照合について	子ども家庭課	措置予定	措置済み			
45		○	社会福祉事業団所有物品の管理について	子ども家庭課	措置予定	措置中	措置済み		

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和6年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和2年2月末日)	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
46	○		レピラに設置された市物品等の現物管理方法の未整備について	子ども家庭課	措置中	措置中	措置済み		
47	○		事業報告書の記載誤りについて	子ども家庭課	措置済み				
48		○	修繕積立金の積立額について	子ども家庭課	措置予定	措置予定	検討中	措置予定	措置済み
49	○		指定管理料の返還予定額の計上科目について	子ども家庭課	措置済み				
50	○		賞与引当金の未計上について	子ども家庭課	措置予定	措置予定	措置済み		
51	○		退職給付引当金の過大計上について	子ども家庭課	措置予定	措置予定	措置済み		
52	○		納品確認の未実施について	子ども家庭課	措置済み				
53	○		内部規則の管理方法について	子ども家庭課	措置予定	措置予定	措置予定	措置中	措置中
54		○	市と社会福祉事業団の協議の実施について	子ども家庭課	措置中	措置中	措置済み		
55		○	財務規律の確保に向けた市の運営指導のあり方について	子ども家庭課	措置予定	措置予定	措置済み		
56		○	ドリーム21及び美術センターの収支予算・決算について	文化のまち 推進課・ 青少年教育課	措置予定	措置済み			
57		○	ドリーム21及び文化財三施設の再委託の承諾手続きについて	青少年教育課・ 文化財課	措置済み				
58	○		人権研修の記録の保存について	文化のまち 推進課	措置済み				
59		○	美術センターの指定管理者選定について	文化のまち 推進課	措置済み				
60	○		委託業務における業務実施計画及び報告について	文化のまち 推進課	措置済み				

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和6年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和2年2月末日)	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
61		○	委託業務における収支精算書の確認について	文化のまち 推進課	措置済み				
62	○		文化振興事業補助金の補助対象経費について	文化のまち 推進課	措置済み				
63	○		ドリーム21における事業計画書と事業報告書の齟齬について	青少年教育課	措置予定	措置済み			
64	○		ドリーム21におけるインターネット無料接続LANスポットの設置について	青少年教育課	措置予定	措置済み			
65		○	ドリーム21の収支報告における管理経費の検証について	青少年教育課	措置予定	措置済み			
66	○		ドリーム21における打合せ記録について	青少年教育課	措置済み				
67	○		ドリーム21における苦情・要望等の報告について	青少年教育課	措置済み				
68		○	郷土博物館における設備等の法定点検について	文化財課	措置済み				
69	○		鴻池新田会所の使用許可について	文化財課	措置済み				
70		○	法人本部における小口現金制の導入について	文化のまち 推進課	措置予定	措置済み			
71	○		美術センターにおける図録販売代金に係る預り金の管理について	文化のまち 推進課	措置済み				
72	○		鴻池新田会所の出納事務について	文化財課	措置済み				
73	○		指定管理施設における物品管理について	文化のまち 推進課	措置済み				
74		○	鴻池新田会所における民具資料の管理について	文化財課	措置済み				
75	○		決算科目の誤りについて	文化のまち 推進課	措置済み				

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和6年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和2年2月末日)	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
76	○		投資有価証券の会計処理について	文化のまち 推進課	措置済み				
77	○		平成29年度期首における退職給付引当金の残高につ いて	文化のまち 推進課	措置済み				
78	○		賞与引当金の未計上について	文化のまち 推進課	措置済み				
79		○	税効果会計の適用について	文化のまち 推進課	措置済み				
80	○		非常勤役員に対する費用弁償について	文化のまち 推進課	措置済み				
81	○		指定管理に係る受託管理料収入について	文化のまち 推進課	措置済み				
82	○		委託料の証憑について	文化のまち 推進課	措置済み				
83	○		会計処理規則に準拠しない契約について	青少年教育課	措置済み				
84	○		再委託における暴力団排除条項について	文化のまち 推進課	措置済み				
85	○		ドリーム21の共同事業者との業務分担について	青少年教育課	措置済み				
86	○		理事会の招集通知遅延について	文化のまち 推進課	措置済み				
87		○	美術センターの有効活用について	文化のまち 推進課	措置済み				
88		○	郷土博物館及び埋蔵文化財センターの今後のあり方につ いて	文化財課	措置予定	検討中	検討中	措置中	措置済み
89		○	文化振興協会の方向性について	文化のまち 推進課	措置予定	措置予定	措置中	措置済み	
90		○	再開発会社における中長期経営計画の策定及び市の運 営指導について	市街地整備課	措置済み				

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和6年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和2年2月末日)	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
91	○		委託業務及び指定管理業務の履行状況の確認について	市街地整備課	措置済み				
92		○	市街地整備課における再開発会社所有物件の把握について	市街地整備課	措置済み				
93	○		現金管理について	市街地整備課	措置済み				
94	○		相見積りに関する規定の整備について	市街地整備課	措置予定	措置中	措置済み		
95		○	監査役による会計監査について	市街地整備課	措置済み				
96		○	市OBの役員就任について	市街地整備課	措置中	措置済み			
97		○	布施駅北口地下自転車駐車場の稼働向上に向けた検討について	市街地整備課	措置予定	措置済み			
98		○	経営健全化方針の着実な履行について	市街地整備課	措置中	措置済み			
99		○	補助金に係るガイドライン又は要綱の作成について	労働雇用 政策室	措置予定	措置済み			
100		○	補助対象経費等に係る根拠資料及び協議時の議事録の整備について	労働雇用 政策室	措置済み				
101		○	補助金の履行確認に係る記録について	労働雇用 政策室	措置予定	措置済み			
102		○	補助金の執行に係る現地調査の活用について	労働雇用 政策室	措置予定	措置済み			
103	○		委託契約に係る履行確認の方法について	保育課	措置済み				
104		○	シルバー人材センター運営補助事業に係る評価指標の設定について	労働雇用 政策室	検討中	検討中	措置予定	措置中	措置済み
105		○	委託契約の履行確認に係る記録について	国際観光室	措置済み				

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和6年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和2年2月末日)	措置の状況 (令和3年6月末日)	措置の状況 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
106		○	再委託に係る履行確認について	国際観光室	措置済み				
107	○		委託料の執行に係る承認手続きについて	国際観光室	措置済み				
108		○	自立化に向けた組織体制の整備と市の支援方針について	国際観光室	措置済み				
109		○	ツーリズム振興機構の自立に向けた中期計画の策定について	国際観光室	措置予定	措置中	措置中	措置中	措置中
110		○	ツーリズム振興機構の自立に向けた地域の関係者との連携について	国際観光室	措置予定	措置済み			

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
3	31 ページ		○	外郭団体要綱における人事案件の 事前協議について	外郭団体要綱第5条において、所管部長は外郭団体が定められた事項を行うとする場合は、事前協議を求めることとされている。 平成29年度中に外郭団体から行われた事前協議の内容を確認したところ、人事案件がほとんどであった。自立性の向上に重点を置いた運営指導を行うとするのであれば、人事案件については、外郭団体自らの判断に委ねられるべき事項である。 したがって、外郭団体が自立的に法人を運営し、経営状態に特段の課題が見受けられないと評価できる段階に達した時点で、市としても人事案件の事前協議のあり方について見直すべきである。	行財政改革課	外郭団体の人事事項については、団体自らの判断を尊重すべきであると考えておりますが、一方で、市からの委託料や補助金などへの依存度が高い現状においては、一定の市の関与が必要であると考えております。 ご指摘の点を踏まえ、各外郭団体の個別状況の把握、再度の検討を行った結果、現行の人事案件の事前協議を求めてまいりますが、自立的な運営と評価できる段階に達した時点で、事前協議のあり方について見直してまいります。	措置予定

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
4	32 ページ		○	外郭団体要綱における運営等の指導に関する事項について	外郭団体要綱第6条に規定された事項について、毎年度、各事項の状況と指導・対応内容を経営企画部長へ報告するものとされているが、外郭団体要綱第6条には、市が主体となって取り組むべき事項と外郭団体が主体となって取り組むべき事項が区分されずに列記されている。 市が主体となって取り組むべき事項については、一定の様式を定めて文書化しておくことにより、事後的にも、運営指導の実施状況の検証が可能となる。 一方、外郭団体が主体となって取り組むべき事項については、いわば、市から外郭団体への助言事項であり、最終的には、外郭団体が自ら意思決定すべき事項であることを明確にしておく必要がある。 このように、取組みの主体ごとに異なる対応が必要となることから、外郭団体要綱の規定を見直し、取組みの主体ごとに項目を再整理する必要がある。	行財政改革課	東大阪市外郭団体運営指導要綱については、市として外郭団体の運営に対する指導・調整すべき事項を規定したものであり、外郭団体が主体となるべき事項につきましても、市としての助言や点検については必要なものであると考えています。ただ、平成18年に本要綱が施行されて以降、大幅な見直しについては行っていないことから、要綱全体の再整理について、これまで指摘いただいた内容や社会情勢の変化に合わせ、また、市と外郭団体の関係性にも直結するものであることから、その時期も含めて検討してまいります。	検討中

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
5	33 ページ		○	外郭団体における市OBに対する役員報酬の基準について	市OBが外郭団体の役員に就任した場合の役員報酬の基準については、退職職員役職員就任基準の第4条に規定されている。 一方、監査の対象とした6つの外郭団体における役員報酬の額をみると、役員報酬の額は退職職員役職員就任基準の限度額と概ね一致している。 市においては、退職職員役職員就任基準の規定は市OBに対する役員報酬が一定の金額となるよう誘導する趣旨ではないことを外郭団体に周知する必要がある。 また、今後、外郭団体への人的支援が縮小し、市OBの外郭団体役員への就任が減少していくようであれば、報酬限度額の基準の必要性についても検討すべきである。	行財政改革課	東大阪市退職職員の公益法人等の役職員への就任基準は、各団体の事情に応じて役員報酬を定めたものではなく、市OB職員が外郭団体役員へ就任する際の一定の基準を定めたものであり、報酬額についても限度額の範囲内と記載しており、所属長会議で伝えています。 外郭団体への市の関与が必要である現状では、現行基準に則った適切な運用が行われるよう、引き続き点検、助言をしてまいります。	措置中

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
7	38 ページ		○	外郭団体との委託 契約について	外郭団体が非公募により公の施設の指定管理者に指定されている場合には、指定管理業務と一体的に実施することにより委託業務を効率的に遂行することができるという説明が可能であったが、指定管理者が公募により選定されるようになると、そのような説明は根拠に乏しいものになってしまう。 外郭団体との随意契約については、原則として、競争入札への移行を検討する必要がある。 また、例外的に、随意契約を継続する場合には、非公募による指定管理者の選定と同様に、【意見11】で述べる情報提供の枠組みの中で、市民へ情報公開することも検討すべきである。	行財政改革課	外郭団体との随意契約の必要性については、個々の契約によって、その理由は異なるものと考えておりますが、ご指摘頂いている点を踏まえ、随時、検証していく必要があると考えております。	検討中

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
8	39 ページ		○	外郭団体に対する 補助金に係る指 針の策定について	平成29年度において監査対象とした外郭団体に対して市が支出した補助金の状況は2件であった。他都市では、団体の運営費に対する補助金については、原則として交付しない取扱いとしている事例もあるが、外郭団体が市の施策の推進にあたって重要な役割を果たしていると評価しうる存在であるとすれば、市が団体の運営費を補助することの合理性が否定されるものではない。 「団体に対する補助制度運用基準」の適用対象として外郭団体は想定していないとのことであり、現状では、市には、外郭団体に対する運営費補助金の交付についての考え方を整理した基準等は存在していない。 しかし、市が外郭団体の運営費を補助するのであれば、補助金の範囲や金額についての基本となる考え方や補助金支出の効果測定の手法など、一定の指針を策定することが必要である。 したがって、「団体に対する補助制度運用基準」の内容も勘案して、外郭団体に対する補助制度についても一定の指針を策定することが求められる。	行財政改革課	外郭団体につきましては、「東大阪市外郭団体の運営指導等に関する要綱」に基づく適切な関与のもと、財政的支援の点検の中で、令和6年度中を目処に見直しを行う「団体に対する補助制度運用基準」の内容も勘案した指導等を行ってまいります。	措置予定

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
11	42 ページ		○	市による外郭団体の総括的情報の公開について	各外郭団体の事業や財務の状況については、一義的には、各団体が自主的に情報公開すべきである。各外郭団体のホームページにおいて、外郭団体によっては事業計画や予算書等の情報公開を行っている。 しかし、市の外郭団体の事業や財務の状況については、市民の関心も高いことから、市としてもその状況をわかりやすい形で一覧的に情報提供することを検討すべきである。 例えば、豊中市においては、平成22年11月に策定した「豊中市出資法人等見直し指針」において、外郭団体の経営状況等を毎年度評価し、さらに外郭団体と市との関係に関する情報とあわせて「出資法人等評価・カルテシート」として公表していくこととしている。 市においても、このような例も参考にして、市民が外郭団体の実態を容易に把握できるよう、更なる透明性の向上に向けた方策を検討する必要がある。	行財政改革課	外郭団体として位置付けている団体については、市からの資本金出資比率等を市HPにて公開しております。また、市のHPから各外郭団体HPへのリンクを設定し、透明性・公開性の向上にむけ、団体の状況を見やすい環境を整備しています。	措置中

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
34	73 ページ		○	法人内の部署による給与水準の違いについて	現在の公園環境協会では、公園協会を前身とする「みどり事業課」と環境保全公社を前身とする「環境事業課」でそれぞれ異なる給与テーブルが使われているが、基本給以外の手当で、扶養手当、住居手当など職員の私的な生活を支援する目的で支給するものについては、本質的に不公平な制度が法人内にあることは、職員のモチベーションにマイナスの影響を与え組織運営上の障害となりかねない問題である。 公園環境協会では、平成30年度に賞与支給額の計算根拠となる支給月数を「みどり事業課」と「環境事業課」で同一の月数としたが、諸手当などについては、未だ支給方針が異なったままである。手当を支給するかどうかといった点は、公平な人事制度を構築するために検討されたい。	公園課	検討内容の手当の一つである扶養手当は令和元年度に同一の基準で支給するよう変更を行いました。住宅手当について必要額などの根拠整理に時間を要しており関係機関と協議を進めております。	措置中
36	75 ページ		○	会計区分ごとの契約について	公園環境協会は、平成24年に公園協会と環境保全公社が統合して発足した団体である。そのことは現在法人が実施している業務の区分にも残っており、それがそのまま会計区分となっているが、一部、同種の費用にもかかわらず会計区分ごとの契約になっているものがあつた。 例えば、インターネット利用料やファックス使用料がそうである。 契約相手先が異なるのは、統合前の2団体における契約を継続しているためであるが、単一の法人となったからには法人単位で契約した方が経済的であるので、契約の一本化について検討されたい。	公園課	契約の一本化について検討した結果、インターネット使用料やファックス使用料については、契約を一本化することにより、現状適用されているネット・電話・ファックスのセット割引が適用されなくなり、契約額の増額につながるようになりました。 また、現行の契約一つにつき使用できるメールアドレスの数が限られており、契約を一本化することによりアドレス一つ当たりの使用料が追加で必要となることから、契約方法は現状のままとすることといたしました。	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
39	87 ページ		○	指定管理者の選 定方法及び指定 期間の検討につ いて	レピラの指定管理について、事業の継続性等を重視するのであれば、5年を超える長期的な指定期間の導入も視野に入れた検討をすることが必要と考えられるが、指定期間を長期とすると、モニタリングが機能しない状況に陥るおそれがあるため、5年ごとに選定と同水準のモニタリングを採り入れることも考えられる。 市は、レピラの運営方針が長期的であることを踏まえ、適切な指定期間を改めて検討する必要がある、その際に議論される内容は、将来における運営方針の決定において有用であると考えられる。 なお、将来の社会情勢の変化に伴い、公募化が適切といえる状況に至っていないかについては、今後も継続的に検討を行う必要があると考える。	子ども家庭課	社会福祉事業団がこれまで障害児の療育や障害者のサービスを行ってきたことや、レピラがライフステージに沿った子どもから大人までの「児者一貫」の切れ目のない支援を行うことを目的とした施設である点を勘案し、事業の継続性を担保するため、令和3年度に非公募による選定を行いました。今後も将来の社会情勢の変化に伴い、公募化が適切といえる状況となるまでは、その方向性に変わりはないものと考えております。 また、指定期間については、適正なモニタリングを実施するためにも現在5年としておりますが、将来の社会情勢の変化を視野に入れながら今後も検討していく予定としております。	措置中

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
40	88 ページ		○	指定管理者選定 時の選定委員の 構成について	東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則によると、指定管理予定候補者選定委員会には、必要があるときには、特定委員として学識経験者、公共的団体その他の団体の役員又は職員、住民、職員から委嘱した者を置くこととされている。 レピラの指定管理者選定時の選定委員会には外部委員が選任されておらず、委員は、市職員のみで構成されている。 これは、「東大阪市指定管理予定候補者選定委員会設置に伴う今後の取り扱いについて」において、非公募施設の選定委員は市職員3名と規定されていることによっている。 非公募施設であるからこそ、客観性確保のために市外部の第三者の判断が重要となる場合もあるため、外部委員を招聘する余地を残しておくべきと考える。	行財政改革課	東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例において、公募を原則としており、非公募については該当条件を規定していることから、選定委員はこれまでどおり原則として市職員のみとしますが、令和6年6月より必要に応じて外部委員の招聘を行うこととしました。	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
48	91 ページ		○	修繕積立金の積立額について	社会福祉事業団の平成29年度末の貸借対照表には、その他の積立金として、修繕積立金14,923千円が計上されている。 本件積立金は、高金利時代の基本財産運用益であり、適切な勘定科目がなかったため、市の法人指導課と協議の上、積立金として計上したとのことであった。 したがって、現状においては、本件積立金は修繕を目的とした積立金ではなく次期繰越活動収支差額に近い性質を有するものと考えられる。 修繕積立金として位置づけるためには、明確な使用計画の裏付けが必要である。例えば、レビラの指定管理に係る協定書において社会福祉事業団が負担することとされる施設修繕の財源に充当するための積立金とすることも考えられる。	子ども家庭課	令和5年度中に社会福祉事業団と協議を行った結果、修繕積立金については、市と協議の上行う緊急性のある維持・補修の際の財源に充当するための積立金とすることといたしました。	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
53	94 ページ	○		内部規則の管理 方法について	社会福祉事業団は、法人としての管理運営に関する内部規則(以下「内規」という。)を設けているが、一覧性のある規則集のような形でこれらの内規を管理していない。このため、内規やその他の管理マニュアルを網羅的に検討することができていない状況である。 これに起因して、社会福祉事業団では、内規において「別に定める」等としている項目の多くについて、別の定めがなされていなかった。例えば、会計規則第63条本文の積立金に関する基準がこれにあたる。また、給与規則第13条及び第18条における給料の日割計算及び扶養手当の支給方法については、「理事長が別に定める」方法ではなく、市の「給与事務の手引き」によっている。 社会福祉事業団は、内規に一覧性を持たせ管理を実効的なものとするために規則集を作成し、必要な定めを漏れなく整備する必要がある。	子ども家庭課	社会福祉事業団では事業の効率化を目指して組織体系の見直しに取組み、令和4年4月に組織改正を行いました。これに合わせて事務事業の見直しも進め、必要となる規則等の見直しについては、就業規則等の修正を社会保険労務士に依頼し令和5年中に一部改正を行いました。今後、未改正部分について順次手続きを進め、令和6年度中の改正を予定しています。	措置中

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
88	130 ページ		○	郷土博物館及び埋蔵文化財センターの今後のあり方について	平成25年11月に策定された再編整備計画において郷土博物館及び埋蔵文化財センターが同一建物内に整備されることになり、移転先の建物は、当初から博物館として整備されたものではなく、収蔵資料の展示や保管における課題も見込まれる。 前身の文化財協会の時代から郷土博物館の管理運営を担ってきた文化振興協会は移転後の施設のあり方の検討にあたって自らの存在感を発揮できないようであれば、その存在価値は大きく失われるといえよう。 一方、市にとって、再編整備計画は、公共施設の再編時に民間活力を導入することを前提とした計画である。指定管理者制度を引き続き導入するのであれば、文化財課において、民間事業者も応募が見込まれる公募条件等を検討する必要がある。 移転後の施設を魅力あるものとするため、市及び文化振興協会がそれぞれの立場において、不断の検討を進める必要がある。	文化財課	令和4年12月公共施設再編整備計画の一部見直しにより、現・埋蔵文化財センター敷地に新博物館を整備していく方針が決定しました。 第1回新博物館整備基本計画審議会が令和5年11月15日に開催され、その後、継続的に開催される審議会で意見を聴取しながら令和6年度にかけて基本計画を策定しているところであり、その中で事業手法も検討しているところです。	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担当課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
104	163 ページ		○	シルバー人材センター運営補助事業に係る評価指標の設定について	シルバー人材センターに対する補助金のあり方、補助金の範囲や金額を決定する際には、シルバー人材センター運営補助事業を客観的に評価し、その結果を反映させることが施策目的との適合性を見る上でも重要と考える。 なお、評価指標についてはすでにシルバー人材センターの実績報告書に各種の数値が示されている。こうした数値を基礎に、シルバー人材センターの会員登録数、会員の就業率や業務の受注件数等など、シルバー人材センターの経営努力を引き出す成果指標としての数値目標を協議することが考えられる。 こうしたことについて、補助金ガイドラインなどに盛り込み、補助金の効果検証などの方針や具体的な検証方法について規定することが求められる。	労働雇用 政策室	シルバー人材センターにおいて、令和5年度からの5か年の中期基本計画を策定し、数値目標を設定しました。中期基本計画については、外部委員を含めた検証委員会を立ち上げ、労働雇用政策室としても毎月の定例会にて進捗状況を管理しております。	措置済み

平成30年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
109	174 ページ		○	ツーリズム振興機構の自立に向けた中期計画の策定について	ツーリズム振興機構の中間支援機能の発揮と自立化を推進するためには、平成32(2020)年度までに市及びツーリズム振興機構において、それぞれが5年間程度の中期計画及び収支計画を策定し、具体的な行動計画を踏まえた施策の実施状況について、自らの自己点検評価と外部の有識者などが検証する仕組みの整備と運用が必要と考える。 市はツーリズム振興機構が速やかに法人体制の立て直しを図ることが急務であり、ツーリズム振興機構の自立化に向けた収益事業化を進める取組みに対して、広報など後方支援をすることが求められる。 これにより、市とツーリズム振興機構はそれぞれの役割分担の中で責任の所在を明らかにした上で、中期計画の策定とPDCAサイクルの実行を仕組みとして整備する必要がある。	国際観光室	法人設立以来、体制強化に取り組んできましたが、プロパー職員が定着しない状況が続いてきました。この状況を解消するため、令和5年度より事務局長に市OB職員を採用、また市職員1名を事業推進担当として派遣するなど、抜本的な事業推進の見直しに向けた体制の強化に着手したところであります。 あわせて、同年度から、事業全体のマネジメントを含む機構業務を民間企業の専門的なノウハウや企業組織の機能を活用する業務委託(マネジメントコンサインメント方式業務委託)を導入し、効果的、効率的な事業展開を図ることによる機構の安定的な運営を図りました。 令和6年度においても、持続可能な観光地域づくりを進めるなかで、複数年の期間における継続的な事業とすることで、より具体的な成果が期待できることから、前年度と同様の体制で事務局を運営していく方針です。 また、令和5年度に市が「第2次 東大阪市観光振興計画」を策定したことを受けて、令和6年度は機構において中期経営計画を策定します。	措置中